

平成29年大網白里市議会第2回定例会総務常任委員会会議録

日時 平成29年6月15日（木曜日）午後1時00分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

山田繁子	委員長	佐久間久良	副委員長
森建二	委員	小倉利昭	委員
北田宏彦	委員	花澤房義	委員

出席説明員

財政課長	秋本勝則	財政課副課長	森川裕之
財政課副主幹 兼契約管財班長	斉藤正二	財政課主査 兼財政班長	茂田栄治
財政課副主査	石田定之		
税務課長	板倉洋和	税務課主査 兼市民税班長	山本卓也
参事（総務課長 参事取扱）	堀江和彦	総務課副課長兼選挙 管理委員会書記長	北田和之
総務課主査 兼行政班長	高橋和也		

事務局職員出席者

議会事務局長	安川一省	副主幹	石井繁治
書記	安井與志秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 陳情（新規付託案件）の審査について

- ・陳情第 3号 大網駅・永田駅ホームドア設置に関する陳情

(2) 付託議案の審査について

- ・議案第 2号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算
- ・議案第 3号 平成29年度大網白里市土地取得事業特別会計補正予算
- ・議案第 4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 5号 大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 6号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 7号 財産の取得について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（佐久間久良副委員長） 皆さん、午前中に引き続きご苦労さまです。

ただいまより総務常任委員会を始めたいと思います。

（午後 1時00分）

◎委員長挨拶

○副委員長（佐久間久良副委員長） 委員長、ご挨拶、お願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） 引き続きご苦労さまでございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、傍聴の希望がありましたので、これを許可いたしたいと思います。

◎陳情第 3号 大網駅・永田駅ホームドア設置に関する陳情

○委員長（山田繁子委員長） それでは、始めたいと思います。

本日の出席委員は6名ですので、委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、当常任委員会に付託となりました陳情第3号 大網駅・永田駅ホームドア設置に関する陳情について審査を行いたいと思います。

陳情書の内容につきましては、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

この陳情は、駅のホームでの転落事故により多くの方が亡くなったりけがをしたりしていることを懸念して、利用者の安全のために大網駅・永田駅にホームドアを設置する必要があるというものであります。

提出者の谷口君の駅ホームでの転落事故を防ぎたい、利用者の安全を確保したいという強い思いが陳情に見受けられます。実現には多くの課題があると思いますが、しかし、その趣旨とするところに賛同できますので、趣旨採択としてはいかがかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

陳情第3号についてご意見及び討論等ございましたら。

○委員長（山田繁子委員長） 森委員。

○森 建二委員 ありがとうございます。

内容については、私も大網駅・永田駅とも、やはり危険が非常に高いところだというふう
に認識をしております。その中で、こういった形で陳情をいただきました。

内容については、当然これに対して、言ってみれば反対をする委員もいらっしゃるかな
なと思いますし、ただなかなかこれを実現するには、いろんな形で時間、いろいろお金も
かかってくる部分かなと思いますので、趣旨は全くもって賛成であると私も理解いたしま
す。趣旨採択という形でよろしいのではないかと思いますので、よろしく願いいたしま
す。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにどなたか。

北田委員。

○北田宏彦委員 谷口君のこの陳情の要旨を拝見すると、まさに新聞、テレビ等の報道にもあ
りますように、この転落事故、自ら飛び降りる、あるいは押されての事故だとかいろいろ
あると思いますが、谷口君が心配しているとおりのことだと思います。

それこそ、しかしながら、JRの民間の会社の施設内のことであって、どうしてもこれい
じろうとすると時間を莫大な費用がかかりますことから、この願意については採択という
形で対応してはいかがかと思います。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

（「異議ないです」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 花澤委員。

○花澤房義委員 陳情者の谷口君、今の説明でご理解できた。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○花澤房義委員 議会として予算づけとかそういうのができないんで、趣旨はしっかり私たち
受けとめましたから、ただ議会として動くこと、予算づけとかそういうのができないんで、
そのへんは申しわけないんですけども、JRの千葉支社とかにそういう声があったこと
は届けますのでご理解ください。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか、谷口君、理解できる。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、お諮りいたします。

陳情第3号を趣旨採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山田繁子委員長） 賛成総員となります。よって、陳情第3号は趣旨採択と決定いたしました。

以上で陳情第3号の審査を終わりといたします。

◎議案第2号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算

議案第3号 平成29年度大網白里市土地取得事業特別会計補正予算

議案第7号 財産の取得について

○委員長（山田繁子委員長） それでは、次のほうに移りたいと思います。

それでは次に、付託案件の審査を行いたいと思います。

それでは、議案第2号 平成29年度大網白里市一般会計補正予算、議案第3号 平成29年度大網白里市土地取得事業特別会計補正予算、議案第7号 財産の取得についてを議題といたします。

それでは、財政課を入室させてください。

（財政課 入室）

○委員長（山田繁子委員長） 財政課の皆さん、ご苦労さまでございます。

ただいまから、当常任委員会の付託となりました議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いいたします。なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第2号、議案第3号、議案第7号の説明をお願いいたします。

秋本課長。

○秋本勝則財政課長 財政課長の秋本です。よろしくをお願いいたします。

職員の紹介をさせていただきます。

私の右隣、森川副課長でございます。

○森川裕之財政課副課長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則財政課長 その隣が、石田副主査でございます。

○石田定之財政課主査 よろしく申し上げます。

○秋本勝則財政課長 私の左隣、斉藤副主幹になります。

○斉藤正二財政課副主幹兼契約管財班長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則財政課長 その隣が、茂田財政班長になります。

○茂田栄治財政課主査兼財政班長 よろしく申し上げます。

○秋本勝則財政課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第2号、議案第3号及び議案第7号につきまして、順次ご説明をいたします。

はじめに、議案第2号、一般会計補正予算でございますけれども、お手元に配付してございます6月補正予算の概要の1ページをごらんいただきたいと思います。

内容といたしましては、増穂保育所の隣接地で事業を進めております児童福祉施設を整備する関係経費を計上するものでございます。

施設の概要でございますが、簡易マザーズホーム事業及び子育て支援センター事業を第1保育所から移転するとともに、小規模保育事業、一時預かり事業の機能を備えた施設として整備するもので、事業の規模でございますけれども、鉄骨造平屋建て、延べ床面積約900平方メートルで、工期は平成29年12月から平成30年10月を見込んでおります。

総事業費でございますけれども、4億2,178万8,000円を見込んでおり、内訳といたしまして、建設工事の管理業務として委託料1,195万6,000円、建設工事費として工事請負費3億2,572万8,000円、用地取得費として公有財産購入費7,200万2,000円、備品購入費等で1,210万2,000円となっております。

また、建設工事が2カ年にわたることから、委託料1,195万6,000円と工事請負費3億2,572万8,000円の合計3億3,768万4,000円については、継続費を設定いたします。平成29年度に2割の6,753万8,000円、平成30年度には8割の2億7,014万6,000円を設定いたしますので、今回の補正額といたしましては、施設整備工事費として6,514万6,000円、管理業務として239万2,000円、申請手数料として3万4,000円、用地購入費として7,200万2,000円、計1億3,957万4,000円を追加計上しております。

財源といたしましては、国庫補助金1,462万3,000円、県補助金39万円、起債を9,820万円、一般財源2,636万1,000円となり、一般財源分につきましては財政調整基金からの繰り入れで対応いたします。

次に、議案第3号、土地取得事業特別会計補正予算ですが、次の2ページをご確認ください。

本予算案は、先行取得いたしました増穂保育所隣接の当該事業用地を施設整備に合わせまして一般会計に売り払うために所要額を計上するものでございます。

次に、議案第7号、財産の取得についてご説明いたします。

議案第7号、説明資料をご確認ください。

本案につきましては、現在建設中の大網中学校給食調理室に備える給食備品の購入であります。

去る4月27日に入札を実施したところ、9つの業者が入札に参加し、結果といたしまして千葉市若葉区の株式会社関東三貴と契約金額6,748万9,200円で契約しようとするものでございます。

購入備品の一覧につきましては、仕様書のとおりでございます。

以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明のありました議案第2号、議案第3号、議案第7号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

質問等ございませんか。

小倉委員。

○小倉利昭委員 すみません、7号の給食備品の購入ですけれども、入札について、制限付き一般競争入札ということですのでけれども、具体的に制限付き、どういうふうにやったんですかね。

○斉藤正二財政課副主幹兼契約管財班長 制限付きといいますと、通常でありますと、例えば会社の本店、支店が例えば市内ですとか郡内ですとか県内ですとかそういう縛りもありますし、例えば工事ですとか業務につきましては技術者の配置ですとか、そういうところでいろいろ制限を設けて行っておる入札でございます。

○委員長（山田繁子委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 補足でございますけれども、今回は給食備品の購入ということで、不具合が生じたときにメンテナンスに来ていただくという形もありますので、本店または支店等を千葉県に有するものという制限をかけさせていただいております。

以上でございます。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

森委員。

○森 建二委員 議案第2号の財源の中から、起債と一般財源を置いておきまして、国費と県費は具体的にどういった名目での補助金ないしは直轄金になるんでしょうか、教えてください。

さい。

○委員長（山田繁子委員長） 秋本課長。

○秋本勝則財政課長 資料の総括表のほう、もしくは予算書のほうを見ていただくとわかるかと思いますが、総括表のほうがあれば総括表を見ていただきますと、A4の横のものでございます。

（「縦じゃない」と呼ぶ者あり）

○秋本勝則財政課長 縦か。もしくは予算書の8ページですね。

まず、国庫支出金の内訳といたしましては、1,462万3,000円のうち保育所等整備交付金が1,384万2,000円、次世代育成事業対策施設整備交付金が78万1,000円、県支出金につきましては次世代育成支援対策施設整備交付金として39万円でございます。

なお、これは29年度の見込みでございます。トータル2カ年で申し上げますと、国費が合計で7,311万6,000円、県費が195万2,000円を予定しております。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 質問がないようでございましたので、財政課の皆さん、ご苦労さまでございました。

退席していただいて結構でございます。

（財政課 退室）

◎議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（山田繁子委員長） 次に、議案第4号 大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務課を入室させてください。

（税務課 入室）

○委員長（山田繁子委員長） 税務課の皆さん、ご苦労さまでございました。

ただいまから当常任委員会に付託となった議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。時間の関係もございますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

どうぞお座りください。

なお、説明終了後に各委員から質問等あった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えしてください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第4号の説明をお願いいたします。

○板倉洋和税務課長 税務課長の板倉でございます。よろしくお願いします。

そして、私の左におりますのが市民税班長の山本でございます。

○山本卓也財政課主査兼市民税班長 よろしくお願いします。

○板倉洋和税務課長 それでは、議案第4号議、大網白里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての概要について説明させていただきます。

国民健康保険税では、世帯主と加入者の総所得が一定の額を超えない世帯については、保険税の均等割と平等割が軽減されることとなります。今回の改正は、この軽減所得の判定において、5割軽減では「26万5,000円×加入者数」であったところ、「27万円×加入者数」に、2割軽減において「48万円×加入者数」であったところ、「49万円×加入者数」に改正しようとするものでございます。この改正によりまして、軽減対象世帯が増えるという形になります。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） それでは、ただいま説明のありました議案第4号の内容についてご質問等ございましたらお願いいたします。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私からは、確認も含めてなんですけど、ただこの議案そのものは法定軽減が拡大するものであり、それ自身は賛成するものだというふうに思っております。

ただ、この間、私、一般質問等々で質問しているとおり、低所得者、そして生活困窮者が今どんどん拡大しているという中で、なかなか救済策が厳しいものがあるというふうに思っています。

確認なんですけど、わかる範囲で教えてほしいんですけど、例えば27万、49万、これを超える金額を条例の中に書き込むことはできるのかどうかというのを教えてほしいと。それをまた書き込んでいるところがあるのかどうか、もしわかれば、わかる範囲でいいんですけど、教えていただければと思っています。

○委員長（山田繁子委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 私の知る限りで、千葉県内では千葉市のみ1割軽減というのを設けております。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） それならそれを本市で取り入れる方向性というのはご検討されることはあるのかどうか、質問したいと思います。

○委員長（山田繁子委員長） 板倉課長。

○板倉洋和税務課長 その件につきましては、国保会計の運営の中でいろいろ議論されるべきことだと思いますので、税務課といたしましては、法定で定められた要件でやっていきたいと考えております。

（「わかりました。以上です」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ほかにございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、ないようでございますので、税務課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただいて結構でございます。

（税務課 退室）

◎議案第5号 大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

◎議案第6号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（山田繁子委員長） 次に、議案第5号 大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務課を入室させてください。

（総務課 入室）

○委員長（山田繁子委員長） 総務課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまから当常任委員会に付託となりました議案について審査を行いますので、説明をお願いいたします。なお、時間の関係もございますので、簡潔明瞭をお願いいたします。

説明終了後に各委員から質問等あった際には、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第5号、議案第6号の説明をお願いいたします。

堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 総務課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、総務課副課長の北田でございます。

○北田和之総務課副課長兼選挙管理委員会書記長 よろしくお願ひします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 選挙管理委員会の書記長を兼務しております。

それから、行政班長の高橋でございます。

○高橋和也総務課主査兼行政班長 高橋です。よろしくお願ひします。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 同じく選挙管理委員会の主任書記を兼務しております。

最後に私、課長の堀江でございます。よろしくお願いいたします。

では、議案の内容の説明をさせていただきます。

事前に配付させていただきました説明資料に沿って説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、議案第5号でございますが、大網白里市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これについては、改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、この一部改正が平成29年5月に行われました。

その中の5月30日施行分にかかわります地方公共団体が独自に条例で定めた事務を独自利用事務というふうと呼んでおりますが、これにつきましても、マイナンバー法で定めます情報連携の対象とされたことに伴ひまして、本市の個人情報保護条例の条例の各条文の訂正が必要だということで訂正させていただいております。

改正の概要におきましては2点ござひまして、1点目は、独自利用事務が情報連携の対象となったことから、それに伴ひ規定を整理、これが2条及び第29条の改正でございます。

また、引用条文の条項ずれに伴ひ規定の改正がござひまして、これが1点、第30条の改正でございます。

これが議案第5号の改正内容でございます。

続きまして、議案第6号の説明をさせていただきます。

大網白里市議会議員及び大網白里市長の選挙にする選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

午前中の本会議でも議題となっておりますが、内容といたしましては、平成28年4月の公職選挙法施行令が改正されたことによりまして、本市が基準としております国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられることとなりましたことから、本市も自動車の借り入れ、自動車の燃料代、ポスターの作成費、また市長選だけでございますが、ビラの作成費についての限度額の所要の改定を行うというものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田繁子委員長） ただいま説明のありました議案第5号、議案第6号の内容についてご質問等があればお願いいたします。

花澤委員。

○花澤房義委員 午前中の黒須議員の質疑の中で聞いていたんですけれども、黒須議員からの資料をいただいたんですが、これは見た。もちろん作成したのはそっちなんだけれども。

私は前ね、町議会のときのが13万になっていて、13万6,000円、それで今回、前回の市議選のとき54万ってなっていた。この資料で間違いのないの。逆にこんなこと聞いちゃあれなんだけれども。

○委員長（山田繁子委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） これはまず、お手元に資料があるということを前提でお話しさせていただくと、23年度は契約書の提出というのは各候補者からいただいておりますので、支給収支報告書に記載された、要はポスター代と書かれた数字だけを拾っております。

ですから、今日午前中の本会議での質疑でも申し上げたんですが、契約概要の詳細は23年次は正直、把握しておりません。ですから、候補者によってはポスター掲示場は138カ所ありますので、138枚しか印刷されない方もいらっしゃるれば、150枚、200枚、300枚印刷された方もいらっしゃる、そこはちょっと把握しておりません。

27年の公費負担条例ができた後の金額というのは、これは公費負担を前提ですから、業者さんと何枚の契約をするかということも含めて契約されています。そのうち公費負担の対象となるのはポスター掲示場分の138枚分ですので、限度額というのが定められている。

そういった意味からしますと、この数字は大筋で間違いのないという答えになるかと思えます。

○委員長（山田繁子委員長） よろしいですか。

（「当事者がこう言うのもあれなんだけれども。これって単純に」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 花澤委員。

○花澤房義委員 すみません。ポスター代が、単純に3倍になったという受け取り方でいいの。俺、会計諸々はやってないから、それ以外の理由とか総務課で考えられる理由とかがあってあるの。あったんだったら、ちょっと教えて、参考にしたいから。

○委員長（山田繁子委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 候補者の方々が23年の町議選当時に、どういう契約をしたかというのは私たちは不明ですので、単純に増えたかというご質問をいただきましても、候補者によって違いますので。

ただ、今日の午前中の質疑の答弁の内容といたしましては、うちが持ち合わせている数字だけを申し上げただけです。ですから、それが単純平均ということで申し上げたかというふうに記憶しておりますけれども、単に物価の上昇だとかポスターの枚数の変化だとか、そのへんは定かではありませんので、単純に増えたかというご質疑に対しては、我々としてもそこは答えづらいところですね。

○委員長（山田繁子委員長） 花澤委員。

○花澤房義委員 とりあえず、私たちも法令にのっとってやっているだけであって、黒須議員が極端に安いからそれをもっと下げろという趣旨なのかな。まあ、いいや。

決してそれはよその自治体と比べて法外な金額ないわけでしょう。各自治体、法令で決まった限度額ですよ。

○委員長（山田繁子委員長） 堀江課長。

○堀江和彦参事（総務課長事務取扱） 黒須議員の質問の趣旨については、ご本人に再確認していただかないとわからないと思うんですが、私どもが認識しているのは、印刷も紙の質ですとか印刷技術というのが向上しているので、例えばインターネット印刷であるとか、自前でということも含めて、結構簡便な金額で印刷できる時代になってきたからというように質問趣旨の根底にあるのではないかというふうに想定していますね。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。よろしいですか。

佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私のほうから、議案第5号について若干お聞きしたいところがあるんですが、ここで述べている独自利用事務というのは、具体的にどういう事務のことを指しているのでしょうか。

それとあと、情報連携ができないと、の対象にされているというふうになっておりますが、この独自連携というのは具体的にどういう作業のことを指しているのか、具体例を挙げて示していただければわかりやすいかなと思います。よろしくお願いします。

○高橋和也総務課主査兼行政班長 まず、独自利用事務についてでございますが、マイナンバー導入の規定によりまして個人番号の独自利用事務というのは、基本的に法律の別表で定められておりまして、法律の規定の中で法の別表に定められた事務以外であっても税と社会保障、災害対策に関連する事務で、条例で定めたものについては個人番号を使うことができるかとされております。

本市の場合、条例で定める独自利用事務というものは、今のところない状況でございますけれども、国のほうの法律改正がされまして、情報連携というのが国が管理します情報提供ネットワークというのが今後稼働していくような形になるんですけれども、その情報提供ネットワークを介して行政機関同士であったり、法律で定められた情報のやりとりをする形になります。

今回の法改正で、今まで条例で定めた独自利用事務につきましては情報連携が最初にされていなかったのですが、そちらについても法律で定めたもととなる事務で連携の対象とされている範囲内で独自利用事務についても情報のやりとりが自治体間でできるというような形で法整備されましたので、それに伴いまして条例上、規定の整備をすることとなったものでございます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私はできれば具体例を示していただければと思ったんですけれども。

○委員長（山田繁子委員長） 高橋班長。

○高橋和也総務課主査兼行政班長 すみません、具体例がちょっと落ちてしまって申しわけありませんでした。

他の自治体で今独自利用事務として定めているものにつきましては、子ども医療の関係であるとか、就学援助、あと就園奨励費、こういったものについて独自利用事務として定め

ている例がございます。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） この情報連携を条例化しなかった場合、例えばここでは条例上のずれが生じるということから問題が起こるといふふうには書いてあるんですが、実際、法令はこれから定めることになるんですけども、もし仮に今回定めなかった場合、何か大きな問題が起こる可能性というのは教えていただけませんか。どういうことが起こるのか。それは、言っている意味はわかりますか。

詳しく言ったら、今回、本市だけがこれをもし採択しなかった場合、他市との関係でどういった問題が起こるのかを教えてほしい。それをやらなくても大丈夫なのか、それともどうしてもやらなければならないのか、そのへんも含めて教えてほしいんですが。

○委員長（山田繁子委員長） 高橋班長。

○高橋和也総務課主査兼行政班長 情報連携につきましては、本市の条例を根拠に行うものではございません。法令の規定に基づいて行うものでありますので、本市がここで条例を改正しなかったとしても、既に独自利用事務として定めている自治体のほうから情報連携に基づきまして情報の照会がなされ、それに対する提供を行う部分は、運用は法律に基づいて事務を進めるような形になります。

今回の改正案の中で、1ページにあります新旧対照表で30条があるんですが、情報連携をした場合にどういった情報が、いつ、何の事務でやりとりされたかという記録を情報提供等記録ということで保存するようになるんですが、そちらについて訂正請求等があった内容を訂正した場合に総務省等に報告をしなければならないという規定がございます、そういったものが今まで法定事務に、すみません、29条ですね、申しわけございません。29条で、法定事務につきましては、必要となる報告をするけれども、今回条例を改正しませんでした、条例に基づく独自利用事務について訂正をした場合については報告する必要がないというような運用になってしまいますので、こちらについては国のほうとしましては、法定事務と同じように情報の連絡をしなければいけないという形になっておりますから、規定の整備が必要と判断しているところでございます。

繰り返しになりますが、情報連携自体は条例改正とは関係なく法律に基づいてやるということになりますので、そのへんについてご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 佐久間副委員長。

○副委員長（佐久間久良副委員長） 私自身は、要するに独自利用事務というのは本市はないという話でしたけれども、他の自治体などでどんどん決めていってしまえば、要するにひもつきがどんどん広がっていくわけで、個人情報そのものが丸裸になる可能性だってあるということもあるし、ましてやこれ自身は電子ネットワークの中で当然取り扱うことになるというふうに聞いておりますので、それに対して完全なるセキュリティがあるというふうにはいまだになっていないと。いろんな意味でのセキュリティでの問題がこの間、国際的な問題でも大きく出ているんですね。

個人情報丸裸になる可能性があるという危険の中で、これを進めていくということに対しては、私は疑問を持っているという立場です。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかに。

花澤委員。

○花澤房義委員 今回の質問に関してなんだけれども、丸裸になっちゃうの。セキュリティがちゃんとかかかっていないの。そのへん、しっかり答えてもらわないと。

○委員長（山田繁子委員長） 高橋班長。

○高橋和也総務課主査兼行政班長 まず、情報提供ネットワークというのは、閉鎖的なネット上で、インターネット環境でのやりとりをするわけではありませんので、いわゆる情報のやりとりの過程が、一般の方がインターネット回線を通じてそれを盗み見るというようなことはシステム的にはできなくなっております。

また、個人番号をどういった事務で使うのかというところにつきましては、国会の審議等を踏まえまして、法律で今定められておりますので、市としまして独自に事務方で法律で定める範囲を超えて個人番号でひもづけで管理するということとはできないような形になっております。

以上です。

○委員長（山田繁子委員長） 花澤委員。

○花澤房義委員 ひもつきでもないし、丸裸になることではないということね。はい、わかりました。

○委員長（山田繁子委員長） ほかによろしいですか。

森委員。

○森 建二委員 先ほどの、すいませんタイミング逸しまして、議案6号につきまして、要望
というか所感というかになってしまうんですが、ポスターについては、やはりいろいろ予
算がこれだけある中で、私も前回の選挙が初めてだったんで、今となっているいろいろわかる
部分があるんですが、やっぱりポスターと自動車の燃料供給については非常に余裕がある。
そして、逆にこの中でいうと自動車の借り入れ、これは逆に非常に安いなという感じはし
ております。

常識的に考えて、それは多分どなたでもそう考えられるんじゃないかと思うんですが、ど
うしても国の施行令に基づいて動く形になりますが、やはりその部分、市としても何ら
かの形でお考えいただいて、国がこうだからこうだという形ではなくて、市なりの考えを、
少なくとも考えておいていただくということは必要なのかなというふうに思います。

すみません、要望になりますが、以上です。

○委員長（山田繁子委員長） ほかにございませんか。

花澤委員。

○花澤房義委員 あとその件なんですけれども、うちの議会は議会改革推進協議会というのが
ありますんで、そういったところで協議してもらうのも一つの判断だと思います。それは
私からの要望ということで。

○委員長（山田繁子委員長） それでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） 総務課の皆さん、ご苦労さまでございました。退席していただ
いて結構です。

（税務課 退室）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、各議案について取りまとめに入りたいと思います。

はじめに、議案第2号に対するご意見及び討論等ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田繁子委員長） それでは、ただいまから付託案件に関する審査結果の採決を行
います。

はじめに、議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（山田繁子委員長） 賛成総員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、次に議案第3号について、原案のとおりに決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) ないようですので。

次に、議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 総員ですね。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号について、意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) 佐久間副委員長。

○副委員長(佐久間久良副委員長) 私のほうは、先ほども述べたとおり、やはりいろんな独自事務をつけることによって、さらに個人情報丸裸になる可能性があるというふうに述べました。と同時に、今閉鎖されたネットワークの中でという話はしているんですけども、基本的には電子機器でのやりとりをすることですし、また、どこからどう漏れるかわからないという今の状況もあるというふうに私は認識しております。そして、100パーセント完全なセキュリティというものはいまだに確立はされていないというのが私の認識ですので、そういう意味から見れば、今回のこの条例を採択すること自身には疑問を表明しないといけないのかなというふうに思っています。

よって、私自身は棄権はできないでしょうから、反対の立場で進めたいと思っております。

○委員長(山田繁子委員長) それでは、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第6号について、意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) それでは、議案第6号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 賛成総員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号について、ご意見及び討論等ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田繁子委員長) よろしいですか。

それでは、次に議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(山田繁子委員長) 挙手総員、賛成総員ですね。

議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情及び議案の審査を終了いたします。

◎閉会の宣告

○副委員長(佐久間久良副委員長) 皆さん、どうもご苦労さまでした。

ただいまをもちまして、総務常任委員会を終了させていただきます。

どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

(午後 1時48分)